

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年9月5日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月24日農林水産省告示第997号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
山梨有司	静岡市葵区梅ヶ島字マトウ 21	静岡市役所
岩崎行男	静岡市葵区梅ヶ島字マトウ 25	静岡市役所
原木真	静岡市葵区梅ヶ島字マトウ 41	静岡市役所